

「東久留米市第三次環境本計画(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

募集期間: 令和7年11月17日(月)から12月8日(月)まで

意見提出者: 3

意見件数: 15

日付	区分	項番	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方(案)
11/30	市民	1	①(第3章 基本方針1(p.17)) 「個別方針1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復をすすめる ③拠点となる公園の整備」とあるが、計画中の都市計画道路・東3・4・21号線は、桜の公園を潰し、東3・4・13号線は、れんげ公園を削るものなので、道路計画はストップさせて、公園の整備に努めるべきだ。	令和7年7月の「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)-中間のまとめ-」では、「優先整備路線の選定」項目として「6 持続可能な地域のまちづくりへの貢献」を挙げており「駅周辺、商店街、住宅地などの様々な地域において、各自治体の拠点の形成、拠点間の連携、歩行者空間の拡充、緑と緑をつなぐ道路空間の形成など、地域のまちづくりを進める上で道路整備は必要です。都市計画道路を整備することで、地域の活性化、持続可能な地域のまちづくりの実現などに寄与する区間を整備の優先性の高い路線として選定します。」と示されています。 引き続き同整備方針に沿った道路整備を進めるとともに、街路樹や植栽を通じた自然環境の連続性の形成を図りながら、調和のとれたまちづくりを推進してまいります。
11/30	市民	2	②(第4章 施策の方向6 河川とその周辺の緑の保全(p.19)) 「黒目川と落合川沿川の緑について、広く市民の協力を得てその保全に努めるとともに、隣接する住民に協力を呼び掛け、広がりや厚みのある緑を創出していきます。」とあるが、計画中の都市計画道路・東3・4・21号線は、桜の公園を潰し、東3・4・13号線は、黒目川沿いの桜の公園、れんげ公園の緑をなくすことで、計画を中止して緑を守るべきだ。	令和7年7月の「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)-中間のまとめ-」では、「優先整備路線の選定」項目として「6 持続可能な地域のまちづくりへの貢献」を挙げており「駅周辺、商店街、住宅地などの様々な地域において、各自治体の拠点の形成、拠点間の連携、歩行者空間の拡充、緑と緑をつなぐ道路空間の形成など、地域のまちづくりを進める上で道路整備は必要です。都市計画道路を整備することで、地域の活性化、持続可能な地域のまちづくりの実現などに寄与する区間を整備の優先性の高い路線として選定します。」と示されています。 引き続き同整備方針に沿った道路整備を進めるとともに、街路樹や植栽を通じた自然環境の連続性の形成を図りながら、調和のとれたまちづくりを推進してまいります。
11/30	市民	3	③(第4章 施策の方向7 街路樹ネットワークの創出(p.19)) 消防署前の大通りの桜の並木が根こそぎなくされてしまった。素晴らしい桜並木が消えてしまって市民は驚いている。街路樹ネットワークの創出とは、およそ矛盾することだ。このような重大な計画は、市民に説明し、その納得を得て進めるべきだ。市民の声を聞かないで物事を進める体質を改善すべきだ。	令和元年に実施いたしました「平成31年度 市道103号線街路樹診断委託」では、ご指摘の区間22本のソメイヨシノのうち、20本の空洞化が確認されるとともに、健全度の高い樹木であっても、高木化による倒伏の危険性が高い状況になっておりました。また、この診断結果に基づくソメイヨシノの伐採に際しましては、周辺自治会への説明に加え、市ホームページや現地でのお知らせの掲出など、その周知に努めてまいりました。 引き続き街路樹や植栽を通じた自然環境の連続性の形成を図りながら、調和のとれたまちづくりを推進してまいります。
11/30	市民	4	④(第4章 施策の方向17 緑の場づくりへの市民参加の促進 [p.22]) 手塚治虫邸跡に公園を設置する計画があるが、黒目川方面の自然を称える公園として自然環境の維持・発展に資するものにしたい。多くの市民の参加による協議で、市民の思いが込められた公園にしてほしい。そのような市民参加の場を必ず設置してほしい。	公園の整備に際しましては、関係法令や市民参加・情報提供の指針(令和7年4月改訂)に基づき、適時適切に実施してまいりたいと考えております。

日付	区分	項番	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方(案)
11/30	市民	5	⑤(第5章 施策7 行政(p.69)) 「○公共交通と都市交通の最適化支援を進める」に「シェアサイクル等の利用促進」「歩行や自転車の利用がしやすい環境の整備」とあるが、公共交通としてのコミュニティバスがないのは、近隣では東久留米だけになっている。コミバスの実現をしてほしい。また、自転車や歩行者を優先する道路設計などを、進めてほしい。例えば、駅から落合川、黒目川へのルートを、シェアサイクル、自転車、歩行で快適に行けるようなものを設置するなど、自然の保全充実とつなげて、夢のある計画を市民の声を活かす形で実現させてほしい。	本市の公共交通空白地域は、一団のまとまりではなく、交通便利性の高い地域の狭間に存在しており、平成27年度に実施した道路幅員調査の結果では、本市には狭隘な道路が多く存在することが確認されており、定時定路線運行となるコミュニティバス等の運行による公共交通空白地域の解消は難しいものと確認されたことから、地域公共交通の充実を図ることを目的として令和2年からデマンド型交通の実験運行を実施・検証し、令和7年度から本格運行へ移行しました。また、令和7年7月の「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)-中間のまとめ-」では、「優先整備路線の選定」項目として「4 誰もが安全に暮らせるまちづくり」を挙げており「自転車通行空間やバリアフリー化された歩行者空間を確保し、歩行者、自転車及び自動車それぞれの安全性の向上などに寄与する区間を整備の優先性の高い路線として選定します。」と示されています。ご指摘を踏まえ、引き続き同整備方針に沿った道路整備を進めるとともに、街路樹や植栽を通じた自然環境の連続性の形成を図りながら、調和のとれたまちづくりを推進してまいります。
12/1	事業者	6	p23第4章、基本方針2、個別方針6、p30個別方針9、p31個別方針10について、原文に賛同します。	賛同いただきましてありがとうございます。
12/1	事業者	7	p52、p53別冊 東久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、第4章、4-2、(1)東久留米市の温室効果ガス削減目標の「～基準年度を2013(平成25)年度、目標年度を2030年度とします(表2)」の部分について、原文、現表に賛同します。 (理由)最新の国の目標(NDC)に鑑み、また貴市のポテンシャル推計から、それ以上の高い目標値である2013年度比で2035年度約▲70%以上、2040年度約▲80%以上削減を制定された点について敬服します。また、国と貴市目標の推移がわかりやすく、市民や市内事業者にも理解をいただきやすいと考えます。	賛同いただきましてありがとうございます。
12/1	事業者	8	p57、第5章、5-2、施策の方向21、施策1、■事業者の役割「化石燃料設備を電化する」の部分は、「設備の更新時には、高効率給湯器など省エネ性能の高い設備を選択する」という記載を推奨します。 (理由)第7次エネルギー基本計画の全体像や地球温暖化計画(R7. 2. 18)の対策の推進に関する基本的方向(p12)でも記載されている通り、エネルギー政策は有事などを勘案して安定供給をもとに特定のエネルギーに特化せずにバランスよく活用することが求められているので、市民並びに市内事業者に対して幅広い選択を提示することを勧めます。また、産業部門では停電時も考慮した措置も重要と考えます。また、同様に第7次エネルギー基本計画ではp53他に、地球温暖化対策計画ではp10他に、国が取り組む施策の1つとして、「ガス自体の脱炭素化の実現への取り組み(合成メタン:e-methane)」が明記されているので、長期的なエネルギーバランスの重要性も加味された記載を推奨します。	国の気候変動対策として化石燃料への過度な依存からの脱却を目指していること、また産業分野については特に、現時点では電化が想定しにくい分野や経済合理性等にも留意が必要であることも踏まえ、「化石燃料設備を電化する」の記載は、「化石燃料を使用する設備について可能なものは電化を進める」と変更します。電化が困難な分野における水素、アンモニア、合成燃料及び合成メタン等を活用した技術の開発・実用化を注視してまいります。

日付	区分	項番	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方(案)
12/1	事業者	9	p65、施策の方向22、施策4、■市民・事業者・行政の役割、市民「○太陽光発電設備を導入する」「○自家発電電気を活用するために蓄電池等を導入する」の部分は、「○太陽光発電設備および蓄電池等を設置する」という記載を提案します。 (理由)環境基本計画等検討部会においても議論されているとおり、太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池に限らずV2HによるEV車への充電が可能であることから、市民行動項目を統合する文言を提案します。	市民・事業者・行政の行動について要点や留意事項をわかりやすくお伝えするため、各主体の行動を並列で整理した構成としています。また、またさまざまな設置条件の中で、蓄電池が必須であるとは一概に言えないことから、原案のとおり表記とします。 蓄電池の設置や、蓄電池代わりとして電気自動車を活用することのメリットについては、P66解説《太陽光発電を導入するメリットと、発電した電気の活用方法》でご紹介しております。
12/1	事業者	10	p78、参考資料、1(1)②部門別の対策と削減ポテンシャルの推計、「■再生可能エネルギーの活用」の部分は、「再生可能エネルギー設備及びCO2排出係数の低いエネルギーの導入」という記載を提案します。 (理由)再エネ由来電力＝太陽光発電と、誤解されやすいため、コラムなどで再エネ由来電力(非化石証書付与)について補足することが望ましいと考えます。また、他にも記載のある「再エネ発電割合の高いメニュー」についてもCO2排出係数付記など用語の統一が望ましいと考えます。	「再生可能エネルギー設備及びCO2、排出係数の低いエネルギーの導入」への表現変更につきましては、「省エネ対策」と「再生可能エネルギーの活用」が対策の柱であることを、わかりやすく伝える観点から原案のとおりとさせていただきます。 またご意見に付された理由を踏まえ、P78、10行目「消費側で再エネ由来電力を選択し再エネ発電割合の高い小売事業者やメニューを選択します」の記載について、「消費側で、CO2排出係数が低く、再生可能エネルギー(非化石証書含む)利用割合の高い小売事業者やメニューを選択します」へ変更します。
12/1	事業者	11	p78、p79、参考資料、1(1)②ア)部門別の対策、部門共通、■省エネ対策の「・化石燃料設備を電化し、その際に省エネになるような設備を選択する。」の部分は、「・設備の更新時には、高効率給湯器など省エネとなるような設備を選択する。」という記載を提案します。 P78、参考資料、1(1)②ア)部門別の対策、産業部門、(対策のポイント)の「～エネルギー効率の高いヒートポンプやインバーターモーター等の省エネ設備・機器・・・」の部分は、「～エネルギー効率の高い最新型設備やインバーターモーター等の省エネ設備・機器・・・」という記載を提案します。 (理由)第7次エネルギー基本計画の全体像や地球温暖化計画(R7.2.18)の対策の推進に関する基本的方向(p12)でも記載されている通り、エネルギー政策は有事などを勘案して安定供給をもとに特定のエネルギーに特化せずにバランスよく活用することが求められているので、幅広い選択肢を提示することを勧めます。特に産業部門では停電時を考慮したりリスクヘッジも重要と考えます。 また、熱需要の脱炭素化の有力な手段としては、第7次エネルギー基本計画ではp53他、地球温暖化計画はp10他に、国が取り組む施策の一つとして、「ガス自体の脱炭素化の実現への取り組み(合成メタン)」が明記されているので、長期的なエネルギーバランスの重要性も加味された記載を推奨します。	p78、p79、参考資料については、温室効果ガス削減の目標設定において、最大削減ポテンシャルを推計するための前提となることから、(1)②ア)部門別の対策、部門共通、■省エネ対策の「・化石燃料設備を電化し、その際に省エネになるような設備を選択する。」の部分は、原案どおりとします。なおこの最大削減ポテンシャルを基準に、様々な変動・不確定要因を考慮して目標設定をしております。 また、特定の技術に特化せずに幅広く提示する観点や産業部門で現状では電化が困難な分野があることから、P78、参考資料、1(1)②ア)部門別の対策、産業部門、(対策のポイント)の「～エネルギー効率の高いヒートポンプやインバーターモーター等の省エネ設備・機器・・・」の部分は、「～エネルギー効率の高いヒートポンプ、燃料電池、コージェネレーションやインバーターモーター等の省エネ設備・機器・・・有効と考えられます。」へ修正します。なお、電化が困難な分野における水素、アンモニア、合成燃料及び合成メタン等を活用した技術の開発・実用化を注視します。
12/6	市民	12	①4-4 個別方針 水と緑の活用と管理 水と緑の状況の調査、専門家に意見を聴き、本当に安全な環境が守られているのか。4-1も絡めて、専門家の調査が必要ではないか？市民のボランティア活動では、限界がある。	市内の緑地保全に際しては、適時、有識者や専門的な知見を有する事業者等のご意見を伺いながら進めております。

日付	区分	項番	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方(案)
12/6	市民	13	<p>②4-8 個別方針 健康で安心できる暮らしをつくる 施策の方向29 行政は……有害が疑われる物質の把握に努め 施策 3,4 ここで、具体的に「PFASのについての調査・公表」を入れる。</p>	<p>河川の水質につきましては、環境基本法第16条に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準に基づく調査を年1回、生活環境保全に関する環境基準に基づく調査を年3回、それぞれ実施しておりますとともに、地下水に関しましても、年に一度、地下水の水質汚濁に係る環境基準に基づいた調査を実施しております。 また、PFASに関しましては、東京都による水道水の水質調査や、地下水調査、また、高い値が検出された箇所の継続監視調査が行われており、給水栓(蛇口)において、水道水の安全性が確保されていることから、原案とおりとします。 環境基本計画5-6Pの計画策定の背景でお示していますとおり、PFASについては国や都の動向を注視するとともに、引続き、市民や事業者への正確な情報発信に努めてまいります。</p>
12/6	市民	14	<p>③4-9 個別方針 環境について学び、活動に繋げる 施策の方向 33 連携を深めてみんなで取り組む 施策1 協働体制の仕組みを作り、促進する 具体的に、市民の活動のネットワーク化を、行政がもっと前に出てすすめていくには環境分野以外でも、行政の市民協働の取り組みを進めるセンターが必要では。</p>	<p>市民協働に関しましては、協働の指針(平成29年10月改訂)に基づき、適時適切に実施してまいりたいと考えております。いただいたご意見につきましては、関係所管へ共有いたします。</p>
12/6	市民	15	<p>④6-1 推進体制 まだまだ、市民の中で知られていないことを考えると若い世代が参加できるような工夫、仕組みを検討したい。</p>	<p>33Pの今後期間内に強化する施策5-4「新たなコミュニケーションツールを活用した協働の推進と運営」に記載のとおり、市民の積極的な活動団体への参加の促進に向けて検討を進めてまいります。</p>